



はじめに——法とは

土木学会誌としては、最初の試みである法律講座の第1回として、土木関係の諸法令のあらましを解説することになった。

「法律」「法令」「法」という言葉がいかなる意味を持つかは十分ご承知のことだろうが、このことについて一度ふりかえって、おさらいをしてみることが今後の理解をたすけることになると思う。

法は、当然のことながら、社会における人間生活の規則であるが、社会生活の規則は法に限られない。たとえば、道徳とか宗教も社会生活の規則となっているし、これを破れば、社会的な制裁が加わる。

ところが法という社会の規則（「社会規範」という）は、一般的には、このような社会的制裁といったいわばゆる規制でなく、刑罰等による制裁が加わることが多いものである。

ここから、法とは強制力を伴った社会規範であるとする考え方が出てくるわけで、何故に法という社会規範があるかといえば、第一義的には、ここに理由があると考えられる。ただ、たとえば国の法律の内では、強制手段を伴わないものもあって、一般に「訓示規定」といわれるもの——たとえば「……してはならない」という法律の条文に対応する罰則がない場合——があるし、国庫補助金に関する規定——道路・河川等の各都道府県の行なう事業について国がその何割かを補助する旨の規定——等がそれにあたる。そして、これらを通じて法の性格としていえることは、法と道徳等の違いは、法による規律が何人に対しても反対を許さず、必ずこれに従うことを中心とするところにあるといわれている。たとえば、訓示規定については、たとえ罰則がなくても、また内心はこれに反対であっても従うことを法は求めているし、国有補助金等についても、法律にその旨がかかるていれば国は補助金を交付しなければならない。

* 建設省大臣官房文書課課長補佐

このように、法は強制力なり強要性をもつもので、ここから、社会においてこのような意味をもつ規範をつくるために立法が行なわれ、各種の法律が制定されるわけである。そこで、これらのものが土木工事とどのようなつながりをもつかを述べ本講座を通じて考えてみたいと思う。

1. 法令の種類

法という社会規範は、よく知られているように、憲法をはじめ、法律、政令、省令、条例、規則等の各種の形式をもつものが集合されて、全体の法秩序が形成されるわけであるが、それでは、われわれが目にする法律、政令等は、どのような効力なり、意味をもつものであろうか。

まず、法令の最高位にあるものとして日本国憲法があり、これに基づいて、国会の制定する法律、内閣の制定する政令、地方公共団体の制定する条例があり、さらに、国家行政組織法という法律に基づいて各省大臣が制定する省令や、地方自治法に基づいて地方公共団体の長の定める規則がある。そして、これらが国の法体系を形成することになる（このほかに、裁判所が制定する裁判所規則等があるが、ここでは、ふれない）。

(1) 憲法

憲法は、国の組織なり、活動の根本的事項を定めたものであって、他のすべての国内法令にくらべて、もっとも強い効力を有している。

日本国憲法第九十八条第一項は、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅および国務に関するその他の行為の全部または一部はその効力を有しない」とこの旨を定めている。

そして、国会の定める法律も憲法に反する場合は、無効とされ、これを担保するため、裁判所に違憲立法審査権を認めている（憲法第八十一条）。

(2) 法律

法律は、憲法の定めるところによって、国会の議決を経て法律として定められるもので、憲法に次いで重要なものである。

国の法令は、本来、国会が唯一の立法機関であることから、国会が制定すべきものであり、憲法なり法律で認められた場合（後述の政令、条例等）以外は、制定できないものである。

とりわけ、人の権利（自由権、所有権等）を制限し、または義務を課するような法規を定めることは、もっぱら法律によってのみで決るのであって、政令、省令等で

このような定めをすることは、法律によってその旨の委任がなされていなければならない。

一般に、土木事業の根柢になる法規が、河川法、道路法のごとく法律の形式によっていることは、これらの事業の施行が、特に土地に関する私人の権利を制限することが必要であり、こうした罰則等により担保された強い義務を課することが前提となっているためである。

(3) 政 令

次に、憲法によって、行政を司さざることとされている行政機関が制定するものとして、「政令」および「省令」(または「総理法令」)がある。これらは、いずれも、行政機関が制定する法規であって、法律を実施したり、その手続的な規定を定めるためのものである。

このうち、「政令」は、内閣が制定するものであって、手続的には、①閣議の決定が要件となる。そして、②その内容は、憲法や法律を実施するためかまたは法律の委任に基づいて、法律の規定しない手続的な事項や技術的、流動的な事項を定めるためのものであって、前者を実施政令(命令)といい、後者を委任政令(命令)という。

政令は、効力の点では法律に劣り、実施命令としては(法律の委任がなければ)罰則を設けることができないし(憲法七十七条六号)、国民の権利を制限したり、義務を課したりすることができない。したがって、法律による委任がある場合のほか、政令で国民の土地に関する権利を濫用したり、土地の利用について制限したりする規定を定めることは許されず、すべて法律によらなければならない。

(4) 省 令

各省大臣が制定する法規として「省令」がある(総理府の長としての内閣総理大臣の発するものを「総理府令」というが、省令の一種と考えてよい)。

省令は、これを制定する大臣によって、建設省令、運輸省令、大蔵省令等の名称がつけられる。

省令には、いずれも、法律、政令の委任に基づいて制定される委任省令と、法律、政令の実施のための実施省令とがある。

省令の効力は、当然、法律、政令に劣り、政令の場合と同様、法律の委任がなければ、罰則を設けたり、義務を課したり、権利制限を課したりすることはできない。

さらに、省令は、各省大臣の制定に係るものであることから、当然、各省大臣の所掌事務の範囲内の事項に限られ、その範囲をこえた規則は無効とされる等、政令と範囲においてへだたりがある。

(5) 条 例

法規には、国がなんらかの形で制定するもののほかに、地方公共団体なりその長が制定するものがあり、それぞれ法規としての効力を有する。

このうち、地方公共団体が議会の議決を以て制定するものを「条例」といい、「國の法令に反しない限り」これを制定できることとされている(憲法および地方自治法)。

ただ、条例の制定には、事項の限定があり、国の事務といわれる司法なり刑罰などに関しては、条例の制定権が及ばないし、また国の法令が規定の対象とした事項について——たとえば河川法なり道路法の規定している事項——これと重複したり、異なったりすることを定めることはできない。

なお条例には、一定の範囲で罰則を設けることが包括的に認められており(事件は、國の裁判所が処理する)、この点では、政令、省令が独立しては、罰則が設けられないことと著しい対象を示している。

最近、公害問題に対応するため、各都道府県において設けられた条例は、國の法令の不備を補う意味で、実効をあげており、今後も地域的な実状に即した法規としての法体系の中で大きな分野を占めるものと考えられる。

(6) 規 則

次に、地方公共団体の長も、その事務について「規則」の制定ができる。ここで定めるものは、いわゆる國の事務を委任された知事がその実施のため規則を定める場合と、地方公共団体の事務を執行・管理するために定める場合がある。

したがって、河川法に基づいて二級河川の管理を委任されている知事が、その事務のため規則の制定をすることができるので、この場合は、議会には、発言権はない——条例によるべきではない——こととなる。

もちろん、規則においても、「法令に違反しない」ことが前提となるため、法律、政令、省令と重複または異なる規定を設けることができないのはいうまでもない。

2. 土木法規の概要

(1) 土木法規の体系

公共土木事業に関する法律、政令等は、相当の数にのぼるが、これらがどのような体系によっているかをみてみよう。

まず、公共土木事業は、基本的に、国土の開発、整備のために行なわれる事業であるから、その前提として、

国土計画、地方計画の樹立が必要であり、このための計画法制が要請される。このような要請に基づいて、国土総合開発法（昭和 25 年法律 205 号）を基本法とし、そのほかわが国の経済的・社会的諸条件の機構に応じ、各種の特別法が制定されている。

これらは大きく分類して、① 国土の均衡ある発展を図るため、国土計画、地域計画の樹立と地域間の格差の縮少のための各種事業の促進を定めたもの、② 首都圏整備法（昭和 31 年法 83 号）等をはじめとして、首都圏、近畿圏、中部圏のように、わが国の政治・経済の中心的な地域における東京・大阪等の大都市の機能増進を目的とする計画法に分類される。このほかに、一般的な都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市における土地利用と都市施設整備の計画を定めるとともにその具体的な執行方法を含めて規定しているものとして、旧法を廃して、昭和 43 年、新たに制定された都市計画法がある。

次に、具体的な事業執行の基礎となる河川、道路等に関する法規がある。これらは、河川、道路等の公物について、その建設、改築から管理にいたる一貫した管理の体系を規定したもので、一般に公物法といわれ、土木法規の中継をなすものである。従来、これらの公物法と前述の計画法規とは、制度的には関連づけられていなかつたが、最近では、河川法、高速自動車国道法等において、事業が一定の計画に基づいて執行されることとするなど強いつながりをもってきてている。

なお、公共土木事業のうちで、最近とみにその重要性をました宅地開発（新開発）、または再開発に関しても各種の法律が制定されてきた。これらは、道路等の公物の築造を含めて一定の広い地域の土地の形状、利用状況を改造し、開発することに——宅地として利用するため等——の目的があるため、面開発事業法と呼ぶべきもので、その法律機能も公物法規とは異なっているが、事業執行法としては、公物法に準ずるものと考えられる。

最後に、これらの事業の施行のためには、その事業が施行される一定の区域で土地の取得が不可欠であり、土地所有者の円滑な同意が得られないときには、その強制取得が必要となる。

このために、一定の公益性を有する事業について、一定の手続で“土地の収用、使用”を認める制度が土地收用法制度であり、土木法規の基礎的な分野を占めるものである。このための一般法としては、土地収用法（昭和 26 年法律 219 号）がある。

なお、公共事業のための土地の強制確保は、土地収用のみによるものではなく、土地区画整理法（昭和 29 年法 119 号）による換地処分手続により、一定の公共用地を確保する方法もあり、公共用地確保の二つの手法とし

て、後にふれることとする。

以下、これらを上述のように、① 計画法制、② 事業執行・管理法制、③ 土地取得法の基本的な区分にしたがって概説する。

（2）計画法制

a) 国土総合開発法

国土総合開発法は、国土開発の基本法というべきものであって、「国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地」から、国土の総合的な利用、開発、保全と産業立地の適正化を図ろうとする目的をもって（同法 1 条）、昭和 25 年に制定されたものである。

同法は、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都府県総合開発計画および特定地域総合開発計画の 4 種の国土総合開発計画の作成手続および実施に關し規定しており、このための諮問機関として、国土総合開発審議会、地方および都府県総合開発審議会を設置することとしている。

ここで定められる国土総合開発計画は、国または地方公共団体の施策の総合的かつ基本的な計画で、① 天然資源の利用、② 災害防除、③ 都市・農村の適正配置等、④ 産業の適正立地、⑤ 公共施設整備等に関する事項に関するものとされており、どちらかといえば、資源開発と国土保全に重点がおかれていたが、その後の運用は、これにとらわれないで、そのときの社会・経済状勢に即応して行なわれている。

④ 全国総合開発計画 同法は、他の計画の基本とすべきものとして、国が全国の区域について作成するものであるが、各地別の利害の調整等の困難から、法律実施後 10 年以上を経るまで実現せず、ようやく、昭和 37 年 11 月最初の全国総合開発計画の決定をみた。この計画の主要な特徴は、過大都市問題の解決と地域格差問題の解決にあり、当時の政治的な課題にこたえんとするものであった。

その後、この計画を基本として各種の地域開発施策が講じられてきたが、計画予測をこえた急速な経済成長と、これに伴う都市化の進展に対応するため、国土開発の基本的方向について再検討を行なって、新たな全国総合開発計画が策定されることとなり、昭和 44 年 5 月決定をみたものである。

同計画は、昭和 60 年を計画目標年次とする 20 年の長期計画で、特に、国土開発の基本的手段として、大規模プロジェクトの推進を取り上げ、このための具体的な施策について述べているところに大きな特長がみられる。

⑤ 都府県計画および地方総合開発計画 同法は、全国総合開発計画を基本として、都府県がその区域につ

いて都府県総合開発計画を、2以上の都府県の協議によって地方総合開発計画を作成し、内閣総理大臣に報告すべきものとしているが、全国計画の決定が遅れたこともあります、現在ではこのような同法に基づく計画はまだ策定されてない。

c) 特定地域総合開発計画 また、同法は、資源の開発が十分行なわれていない地域、特に災害の防除を必要とする地域等について、内閣総理大臣が「特定地域」の指定を行なうことができるものとし、この地域について、「特定地域総合開発計画」を決定するものとしている。この計画としては、北上川特定地域総合開発計画以下、最上、只見、利根等20余のものがあり、戦後の地域総合開発計画として歴史的な意味をもっているものであるが、最近では、その「資源の開発と災害防除」という目標が政策課題としての意味がうすれたため、役割を終えたものと考えられている。

b) 地方開発整備計画に関する諸法律

国土総合開発法による計画体系は、上述のように、全國、地方、都府県、特定地域と一応の体系をととのえているが、各地方ごとの特性が發揮できないこと等の理由から、昭和25年に北海道開発法が制定されたのを皮切りに、東北、九州、四国、北陸の各地方開発促進法が制定された。このうち、北海道開発法は、北海道の特殊性から、計画、実施の両部門にわたる機関としての北海道開発庁、同開発局を設ける等の各省局限を統合したものとして、特色があるが、その他のものは、地方開発計画策定の手続等を定めているにとどまっている。

c) 首都圏整備法等

① わが国土の地域の特性に応じた開発整備を行なうにあたって、もっとも特殊性を考慮しなければならないのは、何といっても首都圏であろう。東京は、世界一の人口を有し、わが国の政治、経済、文化の中心であり、東京を中心とした首都圏の土地利用が今後のわが国経済・国民生活の帰すうを占なうものであることは、言をまたないところである。

このため、すでに、昭和29年首都建設法により都の区域内の重要な施設の基本計画の作成、その実施にあたってきたが、昭和31年首都圏整備法を制定し、その対象を東京を中心とした、おおむね100kmの圏域（のちにこれを拡大して、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木の全域）とし、行政委員会としての首都圏整備委員会の設置、首都圏整備計画の内容および首都圏整備計画に基づく事業の実施に関する事項等を定めた。

首都圏整備計画は、基本計画、整備計画および事業計画からなり、基本計画は、人口、土地利用等の基本的事項を、整備計画は、既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域の整備のため、宅地、道路、鉄道、水道、河川等

の整備について定めるべきものとされ、事業計画は、毎年度の事業について定めることとしている。

これらに定められた事業は、国、公共団体、関係事業者が実施するものとされ、このための財政援助措置が定められている。

このほか、首都圏整備法から派生した法律として、首都圏の近郊整備地帯および都市開発区域の整備に関する法律（主として、工業団地造成事業の施行に関する制度を規定したもの）、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（既成市街地における工場、学校等人口集中の原因となる施設の建設を抑制しようとするもの）、首都圏近郊緑地保全法（近郊整備地帯の緑地の保全を図ろうとするもの）等があつて、首都圏の整備の法体系を形成している。

② 首都圏以外で同様な大都市問題をかかえている近畿圏および中部圏においても、それぞれ「近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）および「中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）が制定され、これに基づいて同様に各種の法制が整備されておるとともに、それぞれ近畿圏整備本部、中部圏整備本部という計画立案機関が設けられている。

ただ、中部圏においては、中心都市たる名古屋市がまだ過密都市問題が深刻でないことなどの理由から、工場等の制限に関する規定、工場団地造成事業に関する規定についての法制は設けられていない。

以上のように、首都圏等の三圏における計画法制は、全国的な計画法制の中で、独自の計画立案官庁の存在、事業実施体制の包摂等の面で著しい特長をもっている。

d) 都市計画法制

以上述べたような諸法律によって定められた国土計画、地方計画に基づく国土の土地利用、開発を具体化するためには、特に都市地域における具体、詳細な土地利用計画の確立と、その実現のための土地利用規制のための法制の確立が必要であり、これとあわせて、都市の開発、整備を図るために事業実施が必要となる。このような都市の計画、事業実施に必要な手法を統一的な体系にとりこんだのが、都市計画法である。

この意味では、計画法制としてよりも広く、事業実施、管理法規としての両面を兼ねており、この項で扱うことが妥当を欠くおそれもあるが、特に昭和43年に制定された新都市計画法が、旧法（大正8年制定）に比し、市街化区域、市街化調整区域制度、開発許可制度等土地利用計画法としての色彩を強めていることから、ここで扱うことも意味があると思われる。

新法は、主として都市計画の策定、都市計画制限および都市計画事業に関する規定から構成されているが、旧法に比し、

① 市街化区域、市街化調整区域制度の創設：都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、市街化区域はすでに市街地を形成している区域および今後おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、このための公共事業の集中設置を行なうべきものとされ、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とする。

② 開発許可制度の創設：市街化区域においては、一定の公共施設を基準として積極的に開発を認め、市街化調整区域においては、スプロール防止の観点から原則的に開発を抑制するため、0.1 h 以上の開発行為について許可制としたもの。

③ 都市計画制限の強化：都市計画事業の円滑な施行を図るため、都市施設等の予定地の建築制限を強化したもの。を主たる改正点とするもので、これにより、都市化時代といわれる現代において、都市の開発、整備の基本法としての粋いを新たにしたものである。

この都市計画法を母法として、新（都市）開発のための事業法として、新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）および土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）があり、既成都市の開発法として、都市再開発法（昭和 44 年法律 38 号）が、さらに特殊な分野を占めるものとして、流通義務の中心を整備するものとして流通義務市街地の整備に関する法律（昭和 42 年政令第 3 号）がある。

また、都市に特有な施設に関するものでは、駐車場の整備に関する法律として駐車場法（昭和 32 年法 106 号）が、都市整備の主役でもあり、最近の水質汚濁対策の主役としての下水道に関する法制としての下水道法（昭和 33 年法律 79 号）がある。

これらの数多くの法律が、都市計画法を中心として、都市の整備に関する法を形成している。

（3）事業執行、管理に関する法制——公物法体系

以上のように策定された計画も、これが実現されなければ、絵に書いた餅にすぎない。計画に定められた国の開発・整備も、個々具体的には、道路の新設であり、河川の改修にすべて帰着するといつても過言ではない。

このような、道路、河川等の公共施設の整備・管理に関する法規を一般に「公物法」と総称するが、道路、河川、そのどの一つをとっても、歴史的な伝統ある法制であり、国民生活に密接なつながりをもつものである。よって、土木工事のほとんどが、その規制をこの法体系によって受けているといえる。

計画法制が一定の理想像を描くにとどまるものであるに反し、公物法は、具体的な施設の建設、管理に関する

ものであるだけに、その各条文が、国民の権利義務を直接に規制することになる場合が多く、各種の法律のうちでもっとも、立法技術上困難なものとされている。

以下、河川、道路等の対象別に、各法律を略述する。しかし、とうていその内容に立ち入って述べることはできないので、その詳細は次号以下の解説にゆずることとした。

a) 河 川 法

河川に関する一般的法規は、いうまでもなく、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）であり、同法は「公共の水流または水面」たる河川について、その管理（河川工事、河川の使用および規制、河川保全区域、河川予定地等をいう）、河川に関する費用（一級河川は国、二級河川は都道府県を原則）等を定めたもので、明治 29 年に制定された旧河川法と基本的構成を一につつ、時代の要請に応じて、ダム等の利水面への配慮を加えた河川管理の基本法である。

同法を母法として、利水面での事業法として、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）および水資源開発公團法（昭和 36 年法律第 218 号）があり、これに基づいて、各地で大規模なる目的ダム、河口堰の建設が行なわれている。

また、治山治水の一翼をなすものとして、治山の一般法として砂防法（明治 30 年法律第 29 号）がある。

b) 海 岸 法

わが國の島国としての特異性から、海岸線がきわめて長く、その防護は、国民生活ときわめて重要な問題であるので、昭和 31 年、海岸法が、国土保全上の見地から都道府県知事がその防護すべき海岸の一定地域を「海岸保全区域」として指定して、その管理をすることを骨子と制定された。

この法律は、海岸管理者（原則として知事）が、沿岸保全区域の管理、海岸保全施設（護岸等）に関する工事等を定めている。

c) 道 路 法

わが國において、道路に関する一般的法規の整備は、大正 8 年の旧道路法が始めてであり、その後、昭和 27 年に至って、現行の道路法の制定をみた。

道路法は、その後も、国道の原則的管理主体が、都道府県知事から建設大臣に移行し、新たに、自動車専用道路の制度が設けられる等、幾多の変遷をたどったが、その基本的な体系は、他の公物法の模範とされているように整備をきわめてよく秩序づけられている。

同法は、道路を、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に区分し、その路線の指定管理（道路工事、道路の占用等）、道路に関する費用負担（国および地方公共団体の負担区分等）等について規定している。

この道路法を母法とし、特殊な位置づけをもつ高速自動車国道について、高速自動車国道法（昭和 32 年法律 79 号）があり、有料道路（道路法が無料供用の原則をとっているのに対し、例外として料金を徴収する道路）に関する特例法として道路整備特別措置法（昭和 31 年法律 7 号）が、この有料道路の事業主体を定めるものとして、日本道路公団法（昭和 31 年法律第 6 号）をはじめとし、首都、阪神、本州四国連絡橋の三公団法および地方道路公社法がある。

さらに、道路の費用負担の特例を定め、あわせて道路整備の長期計画を定めるものとして、道路整備緊急措置法（昭和 33 年法律第 34 号）があり、また、修繕に関する特例を定めるものとして、道路の修繕に関する法律がある。

このような、道路に関する法体系を全体としてながめると、道路の建設およびその費用に関しては、数多くの特例が存し、通常の管理手続面においては、原則的な形にとどまっており、基本的な法律構成においては変更がないものと理解される。

d) その他の公物法

以上のはかに、公物法と称されるものでは、先に述べた下水道に関する管理法としての下水道法、公園に関するものとして都市公園法があり、さらに、港湾に関し港湾法（昭和 25 年法律 218 号）等がある。

これらは、その公物の設置の目的に従い、管理の態様を異にするが、いずれにせよ、一定の公共団体を管理主体とし、それによる建設および管理を規定するとともに、その公物の目的を達するに必要な利用規制を行ないうる権能を管理者に附与する点で共通の体系を有しております。その詳細は、個別法の解説にゆずることとする。

（4）土地取得法制

以上のような公物法に定める公物として、建設、管理するためには、たとえばその道路等の有する土地の権利の取得が必要であることはいうまでもない。

そして、一般に土地等の所有権を取得するためには、取得しようとする者と現所有者との間に土地の譲渡について合意が成立することが必要であるが、必ずしもその必要な土地の所有者の同意が得られるとは限らない。

一方、道路等の公物は、その公益性からしても、それに必要な用地を事業主体が必ず取得できる途が開かれなければならない。このため、憲法第二十九条第三項は、「私有財産は、正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができる」と規定し、公益目的の達成のためにこれら事業主体が私有財産を強制取得できる途を開

くとともに、提供者の権利の保護を図るべきことを定めている。

土地（これにある権利を含む）の強制取得に関する法律としては、土地収用法のほか、都市計画法その他において、土地収用法による収用手続に関する規定を適用または準用して収用できるようになっているが、その基本は、あくまでも土地収用法によって定められるところにやっている。

土地収用法の基本的構成は、① 収用対象事業、② 事業認定、③ 土地調書、物件調書の作成（収用効果の明定）、④ 裁決申請と収用委員会の審理、⑤ 収用委員会の裁決、⑥ 収用の効果（事業者の原始取得）等から成り、一定の厳格な手続を経て、収用の効果としての土地等の取得が完成されることを示している。

さらに、同法による一般収用手続の例外をなすものとして、特に公益性の高い事業に対し、緊急に用地を確保するための特別法として「公共用地の取得に関する特別措置法」があり、同法によれば、起業者の申立てがあったときは、補償を切り離して収用の裁決のみを先行させ、補償額は、概算して仮補償金を定めておけば足りることとされている。

次に、強制土地取得制度という範囲に属さないが、強制換地により、公共用地を“生み出す”方式が土地区画整理法による区画整理手法である。

同法は、施行者を、個人、土地区画整理組合、公共団体、市町村長、都道府県知事、建設大臣または、日本住宅公団とし、その事業施行について、換地計画の決定、仮換地の指定、換地処分、減価補償金および清算、さらに費用負担について定めているが、その中心は、換地計画から始まる一連の手続により換地を完成させるところにある。

同法は、換地処分による各土地所有者の減歩を利用して、公共用地を生み出し、公共施設の整備と宅地の利用増進を図ろうとするものであるが、これによる場合の公共用地提供者がほぼ均等に分散されるという特性から、公共用地取得に伴いがちな不公平観が除かれる有利さがあり、今後の公共用地取得制度の大きな柱となることが予想される。

編集部注

以上、土木関係の法律の概要を示したが、各項については、次号以下 10 回にわたって連載される各論において詳記するので、当該講座を参考とされたい。ただし、おおよその登載内容と登載順位は、本学会誌第 55 卷第 11 号 79 ページに記載しておいたので同号を参照されたい。